

# それ、違反ですよ!!

バスの後方にある車両は、合図を出したバスの進路を妨げてはいけません。



ブーン



発車...します...



キキキ~!!

**ご注意**  
ください

無理な割り込みをされると、急ブレーキによりお客様が転倒し、大ケガにつながる可能性があります。

道路交通法第31条の2では、停留所で停車している路線バスが発進合図を出した時、その後方にある車両は路線バスの進路の変更を妨げてはならないことが定められています。

**反則金(普通車の場合)6,000円 違反点数1点**

**定時運行・車内事故防止にご協力をお願いいたします。**